

(生命保険の活用) 生命保険は相続財産の分割対策にも使える

相続財産の分割対策として生命保険特有の強みがあります。押さえておきたい基本的な知識を確認しましょう。

■保険金は受取人固有の財産

まず、保険金は受取人固有の財産となります。そのため、保険金を受け取る時には、遺産分割協議は不要であり、受取人が単独で請求できます。不動産や有価証券などのように名義変更手続きはなく、相続放棄をするような事態にあっても受け取ることができます。

現金（口座入金）で受け取ることから、使い道に制限はありません。通夜や葬儀などの葬祭費用、病院の治療費の精算でも使え、相続税の納税資金にも充てられます。

■遺留分減殺請求に備える

被相続人が、特定の相続人に多くの相続財産を承継させることを企図しても、他の相続人から遺留分減殺請求がなされる可能性があります。保険金は遺留分減殺請求の対象外ですので、こうした請求を封じられます。

■代償分割として保険を用いる

相続財産が自宅の土地と建物といった分割が困難な財産のみの場合、相続人が複数いると遺産分割が立ち往生することがあります。そうした状況において、代償分割という方法があります。代償分割は、遺産分割に当たって共同相続人などのうちの1人（または数人）に土地と建物といった分割しにくい相続財産を現物で取得させ、その現物を取得した人が他の共同相続人などに対して「債務を負担する」方法です。

ここで「債務を負担する」といった事情を2人兄弟のAとBのケースで説明しましょう。親の相続財産が自宅の土地と建物だけなので、Aにのみ自宅を与えます。Aは自宅を相続するとともに、Bに対してA自身の固有の財産の中から、代償交付金を渡します。この関係を「債務を負担する」といい、代償交付金の財源には、親から受け取った保険金（契約者、被保険者は親、受取人はA）を充てるのがここでの鍵となります。

注意したいのは、Aが自宅を相続し、Bを保険金受取人とする、代償分割とならないことです。AとBの間の「債務を負担する」関係は精算されませんので、BはAが相続した親の自宅に対して、遺留分の請求も可能となります。

■法定相続人以外の孫などに渡す

保険を活用すると、孫などの法定相続人以外の人に渡すこともできます。注意点は、受取保険金は「500万円×法定相続人の数」の非課税枠の対象外となります。また、相続税の計算において2割加算の対象となります。